

養父母の忌を卅日から廿日に減じ、之を祖父母よりは軽くし、外父母を同格のものにして、以て人情の自然に適合せむとする努力の跡を示して居るのみならず。なほ同令に養子の忌を嫡孫よりも軽くする規定を見るに至つては、益々其留意する所の那邊に存するかを伺はしめたが、此傾向は爾後改正を經る毎に次第に薄らぎ、遂に世人をして武士道といふものは無理をすることだと誤解せしめ、

戰國時代以後に於ける甲冑の變革に就て (下)

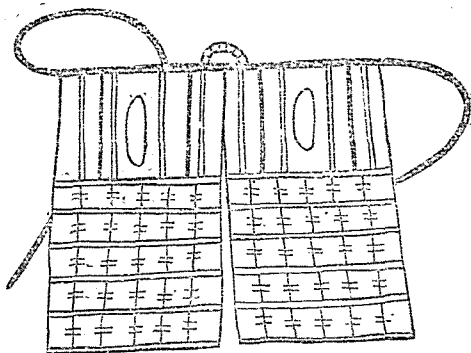
文學士 江馬 務

四 本 說 (下)

膝鎧 膝鎧は脛楯とも佩楯ともいへり。草摺と脛當との間を蔽ふが爲め使用せらる。南北朝より始り、多く騎馬の時に用ひられたり。膝鎧の最も古き形式は所謂寶幢佩楯といへるものゝ如く、半ば筒となりて脚の前面を掩蔽し、その下方は小札式となれるものなり。(参照) 戰國時代以來は其の構造に第一表面平坦にして正面を蔽ふものと、第二脚の背に家地に廻れるものと、第三袴状のもの

膝鎧の大部分を占め、板佩楯(一枚板にして一段々々に皮を以て綴ぎ塗色種々あるもの)織佩楯(毛引或は素掛とし、札は小札か一文字頭のもの、札頭は雁木、立波

(伊 豫 佩 楯)



碁石等を用ふ四下りか五下りとす。)伊豫佩楯、

(總て五分乃至七分の小札を横に綴ぎ合せ、五下り或は六下りとす)「兵器圖考」にはこれを袴仕立とすれど、多くの書には其の圖無し。今この

説に従はず)小田佩楯(俵形の鐵板を十文字に置

けるもの)瓦佩楯(瓦形の鐵板あるもの)櫃賣佩楯(二枚並べる雨樋形の鐵板を有するもの)鎖佩楯(全部鎖にて作れるもの)等之に屬し、第二種は踏込かんだの一種之に屬す。抑踏込は野袴の如く裁縫し、腰板なく腰附の幅に襪ひきを取り、下に芥子括あり、膝上に當る箇所に鎖を附す。裏は前と同じきもあれど、その一種は細き家地を左右より出し、襪ひきといひ、牡丹懸となし、足を其の綱に入れしめ脚部に密着せしむ。第三種は越中佩楯、當世踏込等これに屬す。常の袴の如く襪取り、裾を狭くせり(參照二)かく佩楯は嬰地を臺とし、草摺の下に當れる部分には天正の頃は概ね革を以て當て、矢石を防ぐに資せしが、鐵砲を戰陣に用ふるに至りて頻りに鐵板、鎖を愛用するに至り、鐵板には種々華麗なる色彩、文様、彫刻を施し。家地は籠手に準せり。(參照三)

膝鎧は種類によりて各その利用を異にせり。武

學拾粹』には騎戦には寶幢佩楯を可とし、一般には三十五枚鐵の瓦札を上とし、伊豫佩楯を次とし歩武者には踏込仕立を最とすといへり。されど、『帶甲通』には革の瓦佩楯に若くものなしと論じ口を極めて之れを賞讃し、踏込仕立を排斥せり。かく畢竟その好不好は人により區々にして、中には全く省略に附することすらありき。

(參照一) 寶幢佩楯は太平記、應仁私記等に見ゆ、軍器考に小札毛引く事鐵のこどく三枚下りにして下の板をば左右合三つにわかちて菱縫すること草摺に同く其板の上にはよのつねのごとく力革鞭さしなどいふものあり。伊豫三島大山祇神社にあり。細川澄元の古詣に見ゆ

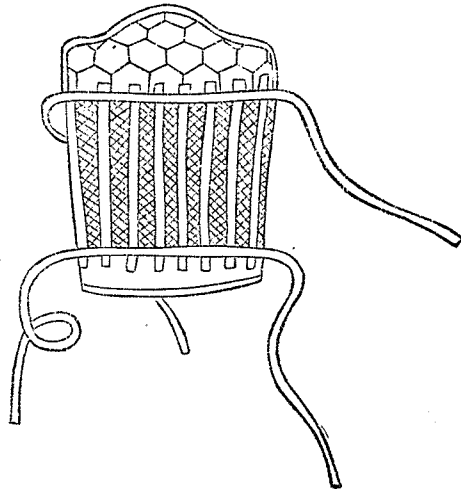
(參照二) 武具訓蒙圖彙、單騎要略製作辨、中古甲冑製作辨による。

(參照三) 高館草子に「はたんのはいたてし、云々、武具訓蒙圖彙に家々の紋蒔繪、亦是金銀の彫物打たるも有、兵器圖考また種々描けり。武門事には塗色、黒朱白檀青漆、蒔繪とあり。

脛當 脛當は前脛に當つる武具にして、古來大

立舉、立舉及び板脛當(毘沙門脛當)を用ひ、地はなかりしものなり。戰國時代以後にも亦古式の脛當を用ひざるには非れど、歩卒は足を輕め歩行に便するを本旨とせしかば、新式の脛當を用ひ或は全くこれを使用せず。(參照一)さればこの要求に應ずべき脛當は天正の頃に創作せられたり。篠脛當即ち是れなり。篠脛當は鐵板の長細きものを三間乃至十數間縦に並列せしめ、上下の紐にて足に結ぶものなるが、これに家地の附着せると附着せざると、及び篠間に鎖あると否とによりて種類を分てり。又古來の脛當には蝶番ありて板と板とを連結に便せり。脛當の種類として古式の稍改良を加へられしものには毘沙門脛當(總體を板金とし、板と板を蝶番にて連結したるもの)、筒脛當(平金二枚を甲の部に蝶番にて連結せしもの)、二王脛當(前者と類似すれど立舉大きく鐵板は足の形に準せざるもの)等あり。又新式のものとしては

篠立脛當(篠十間餘にして間に鎖にて繋ぎしもの)
脚半脛當(篠なく總體を鎖にし裏を麻布の柿染に



(當 脛 籠)

て染むるもの) 籠脛當(平篠も丸篠もあり、篠の
間は鎖にて繋ぎ、龜甲十玉頭(後述)を附せるもあ

り、なきもあり、裏裂を附す) 貫脛當(大平篠三
本にして間に鎖にて繋ぎ、打合の所即ち背に向ふ
所は麻布を用ふるもの) 越中脛當(大平篠五本許
その間を僅かに鎖にて繋ぎ、裏皮なきもの) 鎖脛
當(總體鎖にして小篠を散らせるもの) 等はその
主要なるものなり。(参照三) 鐵板は五色錆色黒等を
普通とし、家地には緞子麻地などありて色文様一
定せず。脛當の内側下部に鉸具摺か、すり(鐵摺ともいふ)
として小き革の部分を作るを例とするも、筒脛當、
鎖、脚半脛當にはなし。古は大立舉及び立舉あり
て膝を保護せしが、此の時代には此の部に綿入れ
たる羅紗、緞子麻の裂を龜甲に縫ひたるものを當
て、膝覆として、これを十玉頭と名づけたり。越
中、籠脛當等に用ひ、脛當によりては之を用ひざ
ることもあり。(参照三)

『帶甲通』は脛當の使用に就て論じて曰く、脛當
の制品々あれども太篠に若くはなしと、又曰く裏

地なきものは下脚袴を用ひ、裏地あるものはその要なしと。『武學拾粹』には太篠は三間を佳とし、五間之に次ぐと、又曰く十王頭必ず附すべしと。

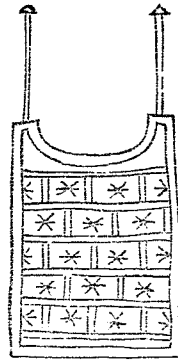
(參照一) 武家事紀、後松日記、帶甲通、本朝軍器考にみゆ。中
古甲冑製作辨に歩戦になりて勝負も手短になり居敷て鎗な
いたしき立、敵を突崩し或は堀へひたり土居を上り拵を乗
鎗を持って敵の城中にまろび込て鎗をす杯と云手短なる血
戦になりては古代の筒など打延立擧の類にては進退自在な
るまじとて近世經常に變る理由を詳記せり。

(參照二) 單騎要略製作辨による。當期のある具足註文書に曰く
脛當、七本篠筒總鍍黒塗、十王頭、三割但羅紗龜甲ハワセ
菱、縫襷卷同斷、家地表裏絲等佩楯同斷(金入裏晒布勝色)
拵摺馬皮黒塗紐紗綾、總塗髹ナシ臘色云々以てその好を知
るべし。予が所藏の具足、遊就館陳列の具足の實物亦これ
を證す。

(參照三) 單騎要略製作辨、兵器圖考、仙臺石原氏舊藏の甲冑參考
肩當、襟周、小緒、脇指、脇引、小具足、饅頭
、是れ等の具は總て戰國時代以前にはあらざり
しものにして、その使用は近世具足の特徴なり。

肩當とは兵學者の流義によりて廣狹二様に解せらる。狹義にては綿嚙下部に當れる綿入の裂を指すこの裂は豫め綿嚙に依り肩の擦れ負傷せざらむが爲に附着せしものなり。又戰國時代より、矢石より保護し、兼ねて咽喉輪、周輪等の咽喉に擦れざらむが爲め襟周(友襟)と稱するものを綿嚙に附して咽喉を蔽へり。この襟周は皮革織物にて製し、中には皮、鐵、鮫皮等を納るゝことあり。外面は這はせ絲にて龜甲縫をなす。(參照二)又綿嚙の下より外側にも襟周と同様の構造なるものを斗出せしむることあり。これを小緒、袖藏、籠手藏かぐしとも稱す袖或は籠手を綿嚙に掛くるに、その掛緒を露出して損傷せざらむ料となす。この小緒は時として胴袖と同じく鐵板を蝶番にて連結せることあり。又往々その板數も三段に及び、素掛とさせることもあり。こは細川忠興の好なりと傳ふ。(參照二)猶は具足には兩脇下に隙を生ずることあるを以

て、この部分には特に脇立と稱するものを掛けて蔽ふ。この脇立は古の大鎧の脇楯に倣ひて創造せられしと覺しく、その普通脇立と稱するものは、



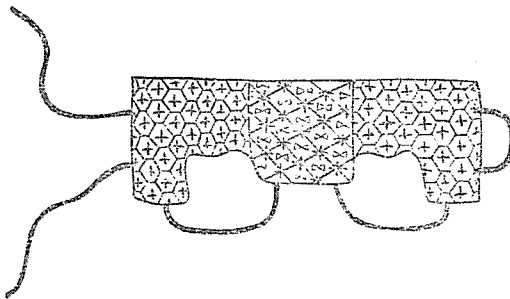
(脇立)

古の脇楯と形状近逼し、上部を彎月の如く縁り下は方形にして毛引、素掛とす

るものなり。(参照三)されどもこの脇立よりも更に完全なるは世に脇引と稱するものにして、普通の

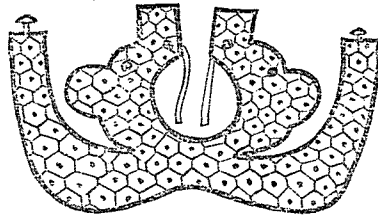
形状は下部の圓きものなりとす。因みに脇立と脇引及び脇當と稱する三具は何れも皆殆んど同様のものにして、最初は形状より區別せしならむも、漸く種々の變形を生じ、その區別も困難となりしを以て、製法使用法によりて區別し、脇立は籠手に連続せるもの、脇當は鞋こはせにて掛くるもの、脇引は紐を以て釣るものといひ、若しくは脇立は板を

(脇引)



以て作れるもの、脇當は皮を以て作れるもの、脇引は鎖を以て作れるものなど強ひて差別を嚴にし反つて自繩自縛の苦に陥れるの感あり。されば村井昌弘などは之れを以て全部脇引と總稱し、その間に些の差別を設けざるを妥當とせり。(参照四)されど予は姑く從來の形状により區別する説によりて、下部方形なるを脇立丸きを脇引、その他を雜種として考ふべし。脇引は構造により威脇引(毛引素掛のもの)、鎖脇引(鎖のもの)、板脇引(鐵板のもの)、織物脇

引（裂にて中に綿を入れるもの）及び八重鎖、骨牌鐵を入れたる織物脇引などあり、裂は天鷲絨、羅紗等を用ひて、表面に龜甲形の縫せるを普通とす。（參照五）然るに脇引が左右脇に分離獨立せるを相繫ぎたるを、連脇引又は掛脇引といふ。更にこ



(輪頭餓)

れが改良せられて左右の脇引と肩當・襟周小緒を合同したるもの起る。これを餓頭輪といふ。皮革織物を以て作り、皮革鐵板鮫皮を入れ表面に龜甲の縫せり。『本朝甲劍錄』などには之れを目して肩當となせるは肩當を廣義に解せるなり。この餓頭輪に立襟あるを特に小具足と稱す。餓頭輪を胴の上に著する法もありといへど、常に行はれざるが如し。（參照六）

以上述べたる諸具は具足籠手の種類によりては使用の必要あらざることあり。近代甲州流等にては之れを用ひざる由聞けり。

（參照一及び三）武家重寶記

（參照二、六）武器圖考

（參照四、五）單騎要略製作辨

甲冑附屬具、具足の下着、小袴、帶、脚絆、足袋、褌、草鞋、鉢巻等は附屬具の主なるものなれば、序に附記せむ。下着としては常の衣服を通用すべしといへり。但し之れを著用するには先づ頭に被り帶をめぐめ、後襟を肩に下げて腰の部から、裾を作る。又胴着、羽織を轉用するも苦しからず、襯衣として特に作れるは筒袖立襟、胸牡丹掛にて腰に紐あるものなり。地は木綿紬の澁染紺染等を用ひ、緞子のものもあり。又鎖帷子を着する人もあり。小袴は天鷲絨緞子麻木綿棧留木倉等にて作る。時としては馬乘袴野袴股引を轉用し、若くは裁着

を用ひて脚絆を略するもあり。帶は白晒、布、木綿にて長一丈餘、具足の上より胴の下をめぐむ。脚絆は蒲を編み、或は麻布にて作る、中に鎖を入れて脛當を略するあり。足袋は革、木綿等を用ひ、時として甲の上に薄鐵を鎖にて綴合するあり。襪は越中もあれど、多く特趣のものにて紐を以て頸にかけ、腹を蔽ひて股を経背に廻して腰に結ぶを常とす。草鞋は藁、荖荷、裂製などを用ひ、足袋と草鞋の間に皮を入るゝ傳あり。又毛履は馬上に用ひらる。兜の受として鉢巻の仕方また秘法あれど略す。一般の禮裝として、將た武將の威儀の服として陣羽織を用ひ、歩卒は陣笠、鉢鐵を用ふることも、皆戰國時代以降の武裝の特徴とす。

武器。この時代に携帯すべき武器としては、大小の刀は左脇、右手指(鎧通し)は右脇に、背負太刀は背に帶ぶ。指物は背後の請筒に差して立て、母衣は背に負ひ、人により槍、鐵砲、金撮棒、薙

刀、長卷、弓、箆などを持つ。その他、糧囊かてぶくろうちかみ、内囊ぶくろ(紙、揚枝、磁針、水吞、糸、針、箸、匙、櫛剪、鋏、削刀等を納む)、印籠巾着(藥品を入れる)腰繩、鈎繩、長手巾、頸袋、腰指、浮囊等を攜帶するもあり。團扇、扇、采配も武將の用なり。(順序上前回と重複を厭はず附記したり)

五 結 語

以上叙述せし所によりて略戰國時代及びそれ以後に於ける甲冑の變革の概要を知ることを得べし今これを綜合列記すれば左の如し。

- 一、甲冑の種類形式激増せしこと
- 二、甲冑は堅牢を主とする爲め鐵本位となりしこと
- 三、甲冑の形式は實戰の經驗よりして冗を省き要を補ひ、短を除き長を採りしこと
- 四、甲冑の構造は簡素なるを好みしこと
- 五、自由敏活を働作をなさむが爲め、重量を可

及的減せむと努めしこと

六、威儀をつくろひ、武強を表せむが爲め、腐心せしこと

七、従前の莊重にして而も優婉なる甲冑は此の期に入りて輕佻にして而も雅味なきものと化せしこと

八、甲冑の重量が身體の一部に集中し、若しくはこれが爲め擦れ傷を負はざらむが爲め、種々の趣向ありしこと

九、従來の甲冑の迂遠なる構造は精巧となり、頗る機械的に製せられしこと

十、身體を保護する爲めには、寸分の隙も忽緒に附せざりしこと、その目的の爲め綿入を多用せしこと

十一、外觀上の美を發揮せむが爲め、形式色彩文様に注意せしこと

十二、戰場に自己を顯揚せむが爲め、特に人目

に觸るべき異裝をなせしこと

十三、従來の慣例を根本的に打破し、甲冑形式意匠は全く自由となりしこと

十四、甲冑の意匠として敵の一見嫌忌すべきものを好みて製作せしこと

十五、好みて滑稽、皮肉なる意匠を武器に使用せしこと

等これなり。

要するに以上の變革は戰國時代以降戰亂勃發毎に、日夜戰士が矢石電轟の中に驅馳して具さに嘗めたる經驗に基き、深遠なる考究を経て大成したるものにして、要は完全なる身體の保護、敏捷自由なる戰場の活動、甲冑の外觀美と敵に對する威壓、及び甲冑使用の従前よりも簡便なるを期するに在り。然れども此の間にありて今日の戰爭の如く身に寸毫の防備なく、命を鴻毛の輕きに比せし決死の士も多かりき。『續清正記』に加藤清正が足

輕に對する武裝を記して、

足輕共は具足は着ずして甲計り冠り候。甲の脇立に長二尺に白き練一幅の小しなひを兩に二本立て、指物はなし。清正常々宣ふは、他家の足輕は皮具足を着せ、甲は冠らずして、なめし皮の笠、又は百重張の笠を冠ると見えたるが、身に皮具足着ても頭は何も冠らば、こたへ難き物なり。甲を着れば具足を着ずしても、こたへ能き物なりとて右の通なり。

といへるは、その一例なり。

尙上記の特徴の中風俗史上特に注目す可きは、當時の戦士が、一向甲冑の形式の奇異を好み、寧ろ滑稽を超越して皮肉なる意匠を欲し、他人の意表に出でたるを誇らむとする傾向の存することなり。こは強ちに甲冑の上のみに非ず、「老人雜話」に眞面目なる信長のことを記して曰く、

信長美濃齋藤が所へ婿入の時、廣袖の湯帷子に陰形を大に染付て着し、茶筌髪にて往く。山城守が家老等國境まで迎に出で、其様を見て膽をつぶし

とあり、秀吉も亦決して之れに劣らぬ好奇の士なりき。「關八州古戦録」に小田原征伐出陣の日の秀

の姿を記して、

殿下其日ノ出立ハ異體ヲ用ツレ。造リ麗ナ懸ケ、鐵紫黒ク貼テ唐冠ノ首鍔ヲ被リ金札緋威ノ鍔ニ舒付ケノ太刀ニ推金ニテ濃タル大弩俵ノ空穂ノ上ニ征矢一筋刺テ先年仙石權兵衛秀久カ進ラセタル朱塗ノ童藤ノ弓ヲ握リ金ノ瓔珞ノ馬鍔懸タル七寸許ノ駿馬ニ册立如クナル紅ノ厚綿カケ大魁美麗ノ粧ニテ馬上ニテ打出給フ、近習伽紫馬廻甲冑花ヤカニ撥フテ異類異形ノ物嗜。金銀珠玉綾羅飾纏ノ筋リハ云ニヤ及ア虎鐵虎程々緋香一壩ニ風流ヲ事トシタルハ長ニ陣頭アタリヲ撥ヒ行粧目ヲ驚カセリ

とあり、秀吉の異裝華美を盡せるを見るべし。その他世の諺に「伊達」といふことあるも、伊達家の藩士の異裝より起りし語にして、異風を好む俗は江戸初期に至るも頗る武士俠客の間に盛なりしかる習俗の起原亦戰國時代群雄の間より發せしことと覺しく、その動機は恐らく戰場に於て自己の勳功を彼我の間に顯揚せむとするにありしが、後漸く戰場にあらざるも人の注目を惹かん時、こ

れを敢てし、遂に戰國以降の武士が常習となりたるものなるべし。

以上縷述せる甲冑の改革は天正の頃より始りて江戸時代初期に至りて一段落を劃したり。爾後多少の新様は案出せられたりしも、また斯學上何等の特筆すべきもの無く、かくして新様式は舊様式に比して非常なる有勢なる製作と需要とを見つゝ、明治に及びぬ。この新様式の具足の愛用せられし時代は舊式のそれに比しては頗る短期なりしと雖

本邦人の意匠と技巧とに工藝上斯くの如き偉大なる成果を收め、風俗史上亦看過す可からざる重要な史實を貽せり。風俗史研究は近時漸くその盛況を呈せるは喜ぶべき現象なるも、未だ武家風俗の方面には多く顧みられざるの感あり。予がこの拙稿が該方面の開拓に萬一、端を開くことあらば幸甚なり。尙ほこれが美術工藝上の方面よりの觀察及び、武器に關する予が卑見は更に他日稿を改めて世に發表するの機あるを信ず（大正八、二、廿四稿）